

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知り得る受益者」と読み替えるものとする。

3 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 金融商品取引法第四十二条の七の規定は、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産について、適用しない。

(投資信託財産に関する帳簿書類)

第十五条 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、投資信託財産に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 委託者指図型投資信託の受益者は、投資信託委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

(投資信託約款の変更内容等の届出)

第十六条 投資信託委託会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 投資信託約款を変更しようとする場合

二 委託者指図型投資信託の併合（受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とする）ことをいう。次条第一項第二号において同じ。）をしようとする場合

（投資信託約款の変更等）

第十七条 投資信託委託会社は、前条各号に掲げる場合（同条第一号に掲げる場合にあつては、その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合に限る。）には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならない。

一 書面による決議の日

二 投資信託約款の変更又は委託者指図型投資信託の併合（以下「重大な約款の変更等」という。）の内容及び理由

三 受益者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 書面による決議を行うには、投資信託委託会社は、当該決議の日の二週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもつてその通知を発しなければならない。

3 投資信託委託会社は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 無記名式の受益証券が発行されている場合において、書面による決議を行うには、投資信託委託会社は、当該決議の日の三週間前までに、書面による決議を行う旨及び第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、当該投資信託委託会社がすべての受益者に対し第二項の通知を発したとき

は、この限りでない。

- 6 受益者（当該投資信託委託会社を除く。）は、書面による決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有する。

- 7 投資信託委託会社は、投資信託約款によつて、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面による決議について賛成するものとみなす旨の定めをすることができる。この場合において、当該定めをした投資信託委託会社は、第一項又は第三項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

- 8 書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行う。

- 9 投資法第一百十条、第一百十一条、第一百十二条第二項、第一百十四条、第一百十五条第一項、第一百十六条第一項及び第二項、第一百十七条、第一百二十条並びに第一百二十一項の規定は、投資信託委託会社が書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第一百十条第一項中「前条第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（以

下「投資信託法」という。) 第十七条第一項」と、同条第二項中「前条第二項」とあり、並びに同法第一百四条第四項及び第一百六条第二項中「第一百九条第二項」とあるのは「投資信託法第十七条第三項」と、同法第一百十条第三項中「前条第四項」とあるのは「投資信託法第十七条第五項」と、同法第一百一一条中「第一百八条第二号」とあるのは「投資信託法第十七条第一項第三号」と、「第一百九条第二項」とあるのは「投資信託法第十七条第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

10 前各項の規定は、投資信託委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につきすべての受益者が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときその他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

(反対受益者の受益権買取請求)

第十八条 重大な約款の変更等がされる場合には、書面による決議において当該重大な約款の変更等に反

対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもつて買い取ることを請求することができる。

2 信託法第二百二条第六項から第八項まで、第一百四条第一項から第十項まで、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第二百二条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告」とあるのは「書面による決議」と、同条第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「重大な約款の変更等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(投資信託契約の解約の届出)

第十九条 投資信託委託会社は、投資信託契約を解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(投資信託契約の解約等)

第二十条 第十七条及び第十八条の規定は、投資信託委託会社が投資信託契約を解約しようとする場合について準用する。この場合において、第十七条第一項(第一号中「内容及び理由」とあるのは「理由」と

読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定は、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

(投資信託委託会社の責任)

第二十一条 投資信託委託会社（当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託会社は、当該受益者に対して連帶して損害を賠償する責任を負う。

(立入検査等)

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者（以下この項において「投資信託委託会社等」という。）、当該投資信託委託会社等の設定した投資信託財産に係る受託会社若しくは受託会社であつた者（以下この項において「受託会社等」という。）又は当該受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する

者に対し、当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の當業所に立ち入り、当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(投資信託契約に関する業務の引継ぎ)

第二十三条 内閣総理大臣は、投資信託委託会社又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該投資信託委託会社又は受託会社に係る投資信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該投資信託委託会社又は受託会社に対し、内閣総理大臣があらかじめ、当該投資信託契約に係る受託会社又は投資信託委託会社及び他の投資信託委託会社又は受託会社の同意を得た上、当該投資信託契約に関する業務をその同意を得た他の投資信託委託会社又は受

託会社に引き継ぐことを命ぜることができる。

- 一 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されること。

二 受託会社が営業の免許若しくは登録又は信託業務を営むことについての認可を取り消されること。

2 内閣総理大臣は、前項の同意を得られない場合においては、同項に規定する当該投資信託委託会社に対しその旨、当該投資信託委託会社が同項第一号に該当することとなるおそれがあること及び次項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた投資信託委託会社は、当該通知に係る期限までに、投資信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の申請があつた場合においては、金融商品取引法第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定により当該投資信託委託会社の同法第二十九条の登録を取り消した日以後、当該投資信託契約の存続期間その他につき条件を付して、当該投資信託契約を存続させることを承認することができる。この場合において、当該投資信託委託会社であつた者は、その業務の執行の範囲内において、

同条の登録を取り消されていないものとみなす。

5 内閣総理大臣が、前項の規定による投資信託契約の存続の承認をすることとし、又はこれをしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により承認申請者に通知しなければならない。

(投資信託契約の解約及び解約等の場合の公告)

第二十四条 投資信託委託会社又は受託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該投資信託委託会社であつた法人（当該投資信託委託会社が合併により解散した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人）又は当該受託会社と投資信託契約を締結している投資信託委託会社は、遅滞なく、投資信託契約を解約しなければならない。

- 一 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたとき。
- 二 投資信託委託会社が解散したとき。
- 三 投資信託委託会社が委託者指図型投資信託に係る業務を廃止したとき。
- 四 受託会社が営業免許の取消しその他の事由により信託会社等でなくなつたとき。

2

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 投資信託委託会社が前項第一号に該当する場合において、前条第一項の規定による内閣総理大臣の命令に従つて投資信託契約に関する業務の引継ぎをしたとき、又は同条第四項の規定により投資信託契約の存続の承認を受けたとき。

二 投資信託委託会社が合併により解散した場合において、当該合併後存続する法人が金融商品取引業者（第三条各号に掲げる投資信託契約にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者。次号において同じ。）であるとき。

三 投資信託委託会社が合併により解散した場合において、当該合併により設立した法人が設立後遅滞なく、金融商品取引業者となつたとき。

四 投資信託委託会社が前項第一号若しくは第二号に該当する場合又は受託会社が同項第四号に該当する場合において、当該投資信託委託会社又は当該受託会社から他の投資信託委託会社又は他の受託会社に当該投資信託契約に関する業務の引継ぎがされたとき。

五 投資信託委託会社又は投資信託委託会社であつた法人は、前二項の規定により投資信託契約が解約さ

れた場合又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを受けた場合においては、その日から二週間以内に、その旨を公告しなければならない。

(公告の方法等)

第二十五条 投資信託委託会社（前条第三項の規定により公告をする投資信託委託会社であつた法人を含む。以下この条において同じ。）がこの法律の規定によりする公告は、当該投資信託委託会社における公告の方法（次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。）により、しなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）

2 会社法第九百四十条第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項、第九百四十二条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国人である投資信託委託会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第二十六条 裁判所は、委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等（募集の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。第一百九十六条第二項において同じ。）、私募の取扱い（同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。）その他政令で定める行為をいう。以下同じ。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者（以下この条において「行為者」という。）に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 当該行為者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反している場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

二 当該受益証券を発行する投資信託委託会社又は当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者の運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

- 3 前二項の事件は、当該行為者の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。
- 4 第一項及び第二項の規定による裁判は、理由を付した決定をもつてする。
- 5 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び当該行為者の陳述を求めなければならない。

6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。

7 金融商品取引法第二百八十七条及び第二百九十二条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

第二十七条から第四十六条まで 削除

第二章 委託者非指図型投資信託

（委託者非指図型投資信託の受託者等）

第四十七条 委託者非指図型投資信託契約（以下この章において「投資信託契約」という。）は、一の信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を

受けたものに限る。）又は信託業務を當む金融機関をいう。以下この章、第二百二十三條の三第四項及び第二百四十九條において同じ。）を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

2 信託業務を當む金融機関は、金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第六条の規定にかかわらず、委託者非指図型投資信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する契約を締結してはならない。

（有価証券投資を目的とする委託者非指図型投資信託の禁止）

第四十八条 信託会社等は、委託者非指図型投資信託の信託財産（以下この章において「投資信託財産」という。）を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結してはならない。

（投資信託契約の締結）

第四十九条 信託会社等は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者非指図型投資信託約款（以下この章において「投資信託約款」という。）の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

六六六

- 一 受託者の商号又は名称
- 二 合同して運用する信託の元本の総額に関する事項
- 三 受益証券に関する事項
- 四 委託者及びその権利義務の承継に関する事項
- 五 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項（投資の対象とする資産の種類を含む。）
- 六 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項
- 七 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
- 八 当該投資信託約款に基づく投資信託契約に係る投資信託財産の合同運用に関する事項
- 九 前号に規定する投資信託財産と他の信託財産との分別運用に関する事項
- 十 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
- 十一 信託の計算期間に関する事項
- 十二 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項

十三 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

十四 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項
十五 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

十六 前号の場合における委託に係る費用

十七 投資信託約款の変更に関する事項

十八 当該信託会社等における公告の方法

十九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項第十一号の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

4 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

(受益証券)

第五十条 委託者非指図型投資信託の受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 委託者非指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、受託者

の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 受託者の商号又は名称
- 二 券面金額及びこれに相当する口数
- 三 合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数
- 四 信託契約期間
- 五 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所
- 六 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期
- 七 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
- 八 合同して運用する信託の元本の総額を増加できる委託者非指図型投資信託の受益証券については、元本の総額の限度額
- 九 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
- 十 前号の場合における委託に係る費用

十一 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 第六条第二項の規定は委託者非指図型投資信託の受益権の譲渡及び行使について、同条第四項及び第五項の規定は委託者非指図型投資信託の受益証券について、それぞれ準用する。

4 信託法第八章（第一百八十五条、第一百八十七条、第一百九十二条、第一百九十五条第二項、第二百条第二項、第二百二条第四項、第二百六条、第二百七条、第二百九条、第一百十条及び第二百十二条から第二百十五条までを除く。）の規定は、委託者非指図型投資信託について準用する。この場合において、これららの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第一百八十九条第四項及び第一百九一条第五項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第一百九十四条中「受益証券発行信託の受益権（第一百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）」とあるのは「記名式の受益証券が発行されている受益権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(委託者の権利義務の承継)

第五十一条 受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る投資信託契約の委託者の権利義務を承継するものとする。この場合において、第六条第二項の規定は、委託者非指図型投資信託の

委託者の権利の行使について準用する。

(金銭信託以外の委託者非指図型投資信託の禁止等)

第五十二条 委託者非指図型投資信託は、金銭信託でなければならぬ。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、委託者非指図型投資信託について準用する。

(投資信託財産の運用)

第五十三条 投資信託財産は、当該投資信託財産以外の信託財産と分別して運用しなければならない。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第五十四条 第五条、第九条、第十一條、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、第二十六条の規定は委託者非指図型投資信託について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第九条中「取得することを当該投資信託財産の受託者である信託会社等（以下「受託会社」という。）に指図してはならない」とあるのは「取得してはならない」と、第十三条第一項第二号中「他の投資信託財産（当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合にあつては、資産の運用を行う投資の

法人を含む。次号において同じ。」とあり、及び同項第二号中「他の投資信託財産」とあるのは「他の信託財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 信託業法第二十五条から第二十七条まで、第二十九条第三項及び第二十九条の一の規定は、投資信託契約については、適用しない。

(運用に係る権限の委託)

第五十五条 信託会社等は、その運用を行う特定の投資信託財産について、当該運用に係る権限の全部を、第一条第二項に規定する政令で定める者その他の者に対し、委託してはならない。

2 信託会社等がその運用を行う特定の投資信託財産について、当該運用に係る権限の一部を委託した場合における前条第一項において準用する第九条及び第十二条の規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託会社」とあるのは、「信託会社等（当該信託会社等からその運用に係る権限の一部の委託を受けた）第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。」とする。

(信託会社等の責任)

第五十六条 信託会社等（当該信託会社等からその運用に係る権限の一部の委託を受けた）第二条第二項に

規定する政令で定める者を含む。）がその任務を怠つたことにより運用を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その信託会社等は、当該受益者に対して連帶して損害を賠償する責任を負う。

（公告の方法）

第五十七条 この法律の規定により委託者非指図型投資信託に関する公告は、当該委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社等（受託者である信託会社等の任務の終了後新受託者である信託会社等の就任前にあつては、前受託者である信託会社等）における公告の方法（次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。）により、しなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

一 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第一条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）

(外国投資信託の届出)

第五十八条 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該受益証券の募集の取扱い等（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）が行われる場合においては、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該外国投資信託に係る次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合は、受託者及び受益者に関する事項）
 - 二 受益証券に関する事項
 - 三 信託の管理及び運用に関する事項
 - 四 信託の計算及び収益の分配に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(外国投資信託の信託約款の変更等の届出等)

第五十九条 第五条、第十四条、第十六条、第十七条第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項から第五項まで並びに第二十五条の規定は外国投資信託（前条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について、第十九条及び第二十条第一項の規定は委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について、それぞれ準用する。この場合において、第十七条第一項（第一号及び第三号を除く。）中「定め、書面による決議を行わなければ」とあるのは「定めなければ」と、同条第二項及び第五項中「書面による決議」とあり、及び「当該決議」とあるのは「重大な約款の変更等」と、第二十条第一項中「第十七条及び第十八条」とあるのは「第十七条第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項から第五項まで」と、第二十五条第二項中「第二号及び第三号を除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第六十条 裁判所は、外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等につき当該受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図若しくは運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されてお

り、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるとときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2 第二十六条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。

3 金融商品取引法第百八十七条及び第百九十二条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

第六十六条第二項第一号中「投資信託委託業者」を「金融商品取引業者（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める金融商品取引業者）」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該特定資産に不動産が含まれる場合　宅地建物取引業法第三条第一項の免許及び同法第五十条の一第一項の認可を受けている金融商品取引業者

ロ　当該特定資産に有価証券及び不動産以外の政令で定める資産が含まれる場合　政令で定める金融商品取引業者

第六十六条第四項中「第九十八条第二号」の下に「から第五号まで」を加える。

第六十七条第一項第十三号中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同項第十四号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第六十九条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、規約が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第八十三条第一項第四号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「その投資信託委託業者」を「その資産運用会社」に改め、同条第五項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第九十八条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

第九十八条に次の三号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 禁錮^こ以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、資金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しく

は第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第一百条第五号中「証券会社等」を「金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）若しくは金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）」に、「その」を「これらの」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改める。

第一百二条第三項第三号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第一百九条第二項第一号を削り、同項第一号を同項第一号とし、同項第三号から第八号までを一号ずつ繰

り上げ、同項に次の一号を加える。

八 第二百五条第一項の同意

第一百一条第二項並びに第百十五条の二第二項並びに第三項第三号及び第四号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第一百三十九条の四第一項第五号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「その投資信託委託業者」を「その資産運用会社」に改め、同条第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第一百三十九条の九第七項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第三編第一章第八節中第百三十九条の十一の次に次の二条を加える。

(短期投資法人債に係る特例)

第一百三十九条の十二 第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する投資法人債（次項及び次条において「短期投資法人債」という。）については、これを発行した投資法人は、投資法人債原簿を作成することを要しない。

一 各投資法人債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

四 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

2 短期投資法人債については、第百三十九条の八から第百三十九条の十までの規定は、適用しない。

(短期投資法人債の発行)

第百三十九条の十三 投資法人は、短期投資法人債については、次に掲げる場合を除き、これを発行することができない。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ 特定資産（不動産その他の政令で定める資産に限る。）の取得に必要な資金の調達その他の内閣府令で定める目的のために発行するものであること。

ロ 規約においてその発行の限度額が定められていること。

ハ イ及び口に掲げるもののほか、投資主の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 短期投資法人債の償還のための資金を調達する場合（内閣府令で定める場合に限る。）

第一百六十二条及び第一百六十四条第四項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第一百八十八条第一項第三号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同項第四号及び同条第二項第三号中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第一百九十条第一項第五号中「投資信託委託業者以外」を「金融商品取引業者（第一百九十九条各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）以外」に、「投資信託委託業者に」を「金融商品取引業者に」に改める。

第一百九十五条第二号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第一百九十六条第一項中「募集等」の下に「（募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）、私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。）その他政令で定める行為をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「証券

取引法」を「金融商品取引法」に、「当該投資信託委託業者」を「当該資産運用会社」に、「行為は、同法第二条第八項各号に掲げる行為に該当しないもの」を「行為を行う業務は、同法第二十八条第一項に規定する第二種金融商品取引業」に改める。

第一百九十七条の見出し中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条中「証券取引法第三百三十二条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項、第四十三条」を「金融商品取引法第三十六条、第三十七条（第一項第二号を除ぐ。）、第三十七条の二第一項（第二号及び第六号を除ぐ。）及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第三十九条第一項、第三項及び第五項、第四十条、第四十四条の二第一項（第三号を除ぐ。）」に改め、「第四十五条」の下に「（第三号及び第四号を除ぐ。）」を加え、「及び前条第二項に規定する場合に該当する投資信託委託業者（その役員及び使用人を含む。以下この条において「投資信託委託業者等」という。）が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその投資信託委託業者等（以下この条において「特定投資信託委託業者等」という。）」を削り、「第四十二条の二第一項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は特定投資信託委託業者等」を削る。

第一百九十八条の見出し及び同条第一項中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同条第二項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第一百九十九条を次のように改める。

(資産運用会社)

第一百九十九条 資産運用会社は、金融商品取引業者（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなければならない。

一 登録投資法人が投資の対象とする資産に不動産が含まれる場合　宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けている金融商品取引業者

二 登録投資法人が主として不動産に対する投資として運用することを目的とする場合　宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けている金融商品取引業者

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合　政令で定める金融商品取引業者

第二百条の見出し中「投資信託委託業者等」を「金融商品取引業者等」に改め、同条中「投資信託委託業者に」を「金融商品取引業者に」に改め、同条各号中「投資法人」を「登録投資法人」に、「投資信託

「委託業者」を「金融商品取引業者」に改める。

第二百一条から第二百五条までを次のように改める。

(特定資産の価格等の調査)

第二百一条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特定資産（指定資産を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社（その利害関係人等（当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。第二百三条第二項において同じ。）を含む。）及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させなければならない。

2 前項の場合において、その調査する資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しなければならない。

(投資法人から委託された権限の再委託等)

第二百二条 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法

人から委託された資産の運用に係る権限の全部を他の者に対し、再委託してはならない。

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。）」とする。

（契約を締結している投資法人等に対する書面の交付）

第二百二条 資産運用会社は、その資産の運用を行う投資法人に対し、三月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該資産運用会社が自己の計算で行つた有価証券の売買その他の政令で定める取引のうち当該投資法人の資産の運用を行つたものと同一の銘柄について取引を行つた事実の有無
- 二 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項
- 三 当該資産運用会社が自己の計算で行つた不動産の売買その他の政令で定める取引の有無（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産が含まれる場合に限る。）

四 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

2 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産（指定資産及び内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の売買その他の政令で定める取引が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）その他政令で定める者に交付しなければならない。

3 第五条第二項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第一項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人」と読み替えるものとする。

4 第五条第二項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条

第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行ふ他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）その他政令で定める者」と読み替えるものとする。

（資産運用会社の責任）

第二百四条 資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産運用会社は、当該投資法人に対し連帶して損害を賠償する責任を負う。

2 資産運用会社が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3 会社法第四百二十九条第一項の規定は資産運用会社について、同法第四百二十四条の規定は第一項の責任について、同法第七編第一章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。）の規定は資産運用会社の責任を追及する

訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約)

第二百五条 資産運用会社は、登録投資法人の同意を得なければ、当該登録投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、投資主総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合として内閣総理大臣の許可を得たときは、この限りでない。

第二百六条第一項中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同項第一号中「投資信託委託業者と」を「資産運用会社と」に改め、同項第一号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第二百七条第一項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「当該投資信託委託業者」を「当該資産運用会社」に改め、同項第一号中「投資信託委託業者」「金融商品取引業者（第二百九十九条各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）」に改め、同條第二項及び第三項中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第二百八条第一項中「該当する法人」の下に「（登録投資法人が有価証券その他の内閣府令で定める資産以外の資産の保管に係る業務を委託する場合にあつては、第一号に掲げる法人を除く。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）

第二百十条第一項中「その資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「投資信託委託業者は」を「資産運用会社は」に改める。

第二百十三条第六項中「第三十九条第三項及び第四項」を「第二十二条第二項及び第三項」に改める。

第二百十四条第一項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「投資信託委託業者から第三十四条の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者」を「資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者」に改める。

第二百十九条第二項中「第三十四条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第一百二十条第一項中「取扱い等」の下に「（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずる」とがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）」を加える。

第一百二十二条第一項中「外国投資法人」の下に「（前条第一項の規定による届出がされたものに限る。次条において同じ。）」を加え、「前条第一項各号」を「同項各号」に改める。

第二百一十三条第二項中「第三十四条第二項」を「第一十六条第二項」に改め、同条第三項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第一百一十三条の二の見出しを「（承認の条件）」に改め、同条第一項中「認可又は」を削る。

第一百一十三条の二を次のように改める。

（金融商品取引法等の適用に関する特例）

第一百一十三条の三 金融商品取引業者又は金融商品取引業者となるうとする者が、業として不動産等（金融商品取引法第二十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。）

に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうとし、又は登録投資法人の資産の運用を行おうとする場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の二第一項	業務
第二十九条の二第一項	業務（業として特定投資運用行為（第二条第八項第十一号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、不動産等（第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。以下この号において同じ。）に対する投資として金銭その他の財産の運用を行うこと又は不動産等に対する投資として第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。）
第二十九条の二第一項	登録しなければならない。

第二十九条の四第 一項第一号ニ	投資助言・代理業	<p>資運用行為を行おうとするときは、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人</p> <p>的構成を有する者であるかどうかにつき、国土交通大臣その他政令で定める関係行政機関の長の意見を聞くものとする</p> <p>業として特定投資運用行為を行おうとする場合にあつては当該特定投資運用行為を行う業務を含み、投資助言・代理業</p> <p>変更に係る事項」と、「登録しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行おうとするときは、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、国土交通大臣その他政令で定める関係行政機関の長の意見を聞くものとする」とあるのは「登録しなければなら</p>
--------------------	----------	---

第三十五条第一項 第六号	前項第十五号	特定投資運用行為及び前項第十五号
第三十五条第四項 第六号	行うことができる る	行うことができる。この場合において、第二十九条の二第二項第二号の書類に第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行う旨の記載がある場合であつて、当該者が当該登録を受けたときは、当該者は、当該特定投資運用行為を行う業務につきこの項の承認を受けたものとみなす
第三十五条第五項 第六号	認められるとき に限り、承認し ないことができ る	認められるとき（業として特定投資運用行為を行うことについての承認にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められるときを含む。）に限り、承認しないことができる。この場合に

において、内閣総理大臣は、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関の長の意見を聴くものとする

2 投資信託委託会社が、業として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行う場合（前項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う場合にあつては、業として当該特定投資運用行為を行うことにつき同法第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）における同法の規定の適用については、当該指図は、同法第二条第八項第十四号に掲げる行為に該当するものとみなす。

3 資産運用会社が、業として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として登録投資法人の資産の運用を行う場合（第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う場合にあつては、業として当該特定投資運用行為

を行うことにつき同法第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）における同法の規定の適用については、当該運用は、同法第二条第八項第十二号に掲げる行為（同号イに掲げる契約に基づいて行うものに限る。）に該当するものとみなす。

4 信託会社等は、委託者非指図型投資信託に係る業務を行う範囲において、金融商品取引法第六十七条の二第一項及び第二項、第六十八条第一項及び第二項、第七十八条第一項、第七十九条の七第一項並びに第七十九条の十一の規定の適用については、金融商品取引業者とみなす。

5 信託会社（信託業法第三条又は第五十二条第一項の免許を受けたものに限る。）が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合における同法の規定の適用については、同法第二十四条の二中「信託会社」とあるのは「信託会社」と、「準用する」とあるのは「同法第四十二条の二（禁止行為）及び第四十四条の三第一項（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）」の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は信託会社が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務について、それぞれ準用する」と、「これらの規定中」とあるのは「これらの規定（金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を除

ぐ。）中」と、「同条第四項中」とあるのは「同条第四項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「信託会社の責めに帰すべき事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と、同法第十四条の三第一項第二号中「第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第四十七条第一項に規定する委託者非指図型投資信託契約」と、同項第三号中「投資助言業務に関する法律第二条第一項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

6 信託業務を営む金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定の適用については、同法第二条の二中「金融機関」とあるのは「金融機関」と、「準用する。」とあるのは「金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は金融機関が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務について、それぞれ準用する。」と、「これらの規定中」とあるのは「これらの規定（金融商品取引法第四

十二条の二の規定を除く。) 中」と、「金融商品取引法第三十四条」とあるのは「同法第三十四条」と、「同条第四項中」とあるのは「同条第四項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一項に規定する金融機関をいう。)の責めに帰すべき事故」とあるのは「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一項に規定する金融機関をいう。)の責めに帰すべき事故」と、同法第四十四条の三第二項第三号中「投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

7 前各項に掲げるもののほか、この条の規定により金融商品取引法、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第一百二十四条第二項中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に改め、「受託会社」の下に「資産運用会社」を加える。

第一百二十四条の二中「規定」の下に「又は第一百二十三条の二の規定により読み替えて適用する金融商品取引法、信託業法若しくは金融機関の信託業務の兼當等に関する法律の規定」を加える。

第一百一十五条第二項中「次に掲げるもの」を「第一百十三条规定によるもの（投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第三十九条第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに」を「第二十二条第一項及び第二項」に改める。

第一百一十八条第二項第四号から第六号まで及び第一百一十八条の二第一項中「第一百五十二条」を「第一百四十九条」に改める。

第一百三十四条第一項第一号中「第一百五十二条第六号」を「第一百四十九条第六号」に改める。

第一百三十九条第一号中「第四条又は第五条の二」を「第三条又は第七条」に改め、同条第一号中「第三十四条第一項（第四十九条の十一第一項）」を「第二十六条第一項（第五十四条第一項）」に改め、同条第三号中「第四十九条の二第一項又は第四十九条の三」を「第四十七条第一項又は第四十八条」に改める。

第一百四十条中「投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者若しくは信託会社等の代表

者、代理人、使用人その他の従業者、」を削り、同条各号を次のように改める。

一 第百九十五条の規定に違反したとき。

二 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

第二百四十二条中「投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者の代表者、代理人、使用人その他の従業者、」を削り、「資産保管会社」を「又は資産保管会社」に改め、「又は投資信託協会の役員」を削り、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第二百十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二百四十二条第四号を削る。

第一百四十二条及び第一百四十三条を削る。

第一百四十四条第一号を次のように改める。

一 第十五条第一項又は第二百十一条第一項若しくは第二項の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

第一百四十四条第二号中「第三十九条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第二百四十二条とする。

第二百四十五条第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十七条（第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「証券取引法第四十二条の二第二項」を「金融商品取引法第三十九条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第二百四十三条とする。

第二百四十六条中「前条第三号」を「前条第一号」に改め、同条を第二百四十四条とする。

第二百四十七条中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に改め、「若しくは信託会社等」を削り、同条第一号から第四号までを削り、同条第五号中「第四十五条第四項」を「第二十三条第四項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第六号中「第四十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第七号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。